

陳情第7号

国に対し「保険証を残せ」の意見書提出を求める陳情書

令和5年10月4日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により
配付する。

令和5年11月30日 配付

京丹後市議会議長 谷津伸幸



国に対し「保険証を残せ」の意見書提出を求める陳情書

【陳情内容】

一、国に対し、健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書を提出すること。

【陳情理由】

マイナ保険証をめぐる相次ぐトラブルにより国民の不安が高まり、世論調査でも撤回や延期を求める声が8割近くを占め、全国の4割の市区町村長も「延期」を求めている（共同通信）。それでも岸田首相は11月末まで「総点検」の状況を見て「必要があれば再検討する」として来年秋の保険証廃止方針を見直さず、国は追い詰められる形でさまざまな弥縫策を講じているのが現状である。

京都府保険医協会が全国調査に連動して8月に行った医療機関調査第2弾では、オンライン資格確認の画面に健康保険証の券面と異なる負担割合が表示されたという事例が30医療機関から報告されており、全国では978医療機関にのぼる。誤表示により窓口では確認作業などの業務が増加しており、患者とのトラブルも生じかねない。間違った負担割合で保険請求したことによるレセプト返戻も生じることなる。

国は「総点検」を指示して11月末までに点検・チェックを完了させるとの方針を示しているが、不一致事例を抽出するだけで、それが11月末に解消されるわけではない。このような事態を放置したまま、健康保険証を廃止して良いはずがない。

加えて見過ごせないのは、保険証廃止が国家による社会保障責務の著しい後退につながるものであることだ。国民皆保険体制では、健康保険証は原則無差別・無条件に交付されてきた。これは「国民健康保険法」が第1条に「社会保障及び国民保健の向上」を謳い、国民の生命・健康を守る普遍的な医療保障を目指すものであることを体現している。これに対し、マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の紐づけ、マイナ保険証に代わる新たな資格確認書の取得の何れをとっても申請に基づくものである。すなわち健康保険証の廃止は、保険医療機関で医療を受けるために必要な資格確認の手段の取得を自己責任に預けてしまうものであるということだ。

ついでには地方議会より、住民の生命・健康を守るため、国に対し健康保険証廃止の「凍結」を求めていただきたい。

2023年9月28日

京丹後市議会 議長 谷津 伸幸 殿

陳 情 人 : 京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓
陳情人住所 : 〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町 637
インターワンプレイス烏丸 6 F
電 話 : 075-212-8877 ファクシミリ : 075-212-0707

健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書（案）

2023年6月2日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会成立し、2024年秋の健康保険証廃止が決定した。

しかし、全国保険医団体連合会等が行った調査活動により、全国で「マイナ保険証」のトラブルが大量に発生し、メディアが大きく取り上げ、人々の不安が高まる中、厚生労働省が全国の保険者に登録データの分析を依頼するも、その結果公表を待つこともなく行われた採決であり、到底理解が得られるものではなかった。

京都府においてもオンライン資格確認等を実施している医療機関のうち、70%が何らかのトラブルを経験しており、「保険者情報が正しく反映されていなかった（無効・該当資格なしと表示された）」「カードリーダーまたはパソコンの不具合によりマイナ保険証を読み取りできなかった」といった内容が多数を占める一方、「他人の情報に紐づけられていた」との回答もあった（京都府保険医協会6月調査）。多くの医療機関は「その日に持ち合わせていた健康保険証で資格確認」することでトラブルに対応した。さらにオンライン資格確認の画面に健康保険証の券面と異なる負担割合が表示されたという事例が30医療機関から報告されている（京都府保険医協会8月調査）。

このような事態を放置したまま、本当に健康保険証を廃止して良いのか。政府・与党には政治の決断が問われている。

健康保険証廃止は生命にかかわる問題であることを再度、認識する必要がある。

その主な理由は以下のとおりである。

健康保険証が廃止されオンライン資格確認が基本とされると、システムトラブルによって保険資格が確認できない場合、患者は一旦10割負担を支払うこととなり、医療を受ける権利が制限され、生命の危機に直結する。この批判に対し国は、保険資格が不詳でも請求を認めるという基本ルールの瓦解につながる通知で現場の混乱を招いている。

システムトラブルにより、他人の情報に紐づけられたことによる投薬・治療情報の取り違えは、疾病の急性憎悪、アナフィラキシー、禁忌薬剤の投与等をはじめ重大な医療事故につながり、生命の危機に直結する。

健康保険証が廃止された後に保険者が発行する資格確認書もマイナ保険証同様、本人の求めによる発行が原則であり、高齢・障害等を理由に申請自体が出来ない人々は保険診療にアクセスする道が断たれ、生命の危機に直結する。

以上のことから、少なくとも現段階での健康保険証の廃止は政治道徳的に許されないと考えられるため、健康保険証廃止の「凍結」を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日
議会

内閣総理大臣 宛